

成逸まちづくり推進委員会ニュース

成逸学区避難所運営マニュアルを策定しましたので、報告します。

成逸自主防災会では、今年度、避難所運営マニュアルの作成に向けて、避難所生活の体験者の学習や先進事例のマニュアルの調査研究を進めてきました。今回、避難所運営に関する具体的な手順について、予め住民が共通の認識を深めておくことが重要との観点から、成逸学区を想定しました「成逸学区避難所運営マニュアル」を作成しましたので、その概要を報告します。

今回のマニュアルは住民自らの手作りの避難所マニュアルです。今後、住民の中でさらに検討を深め、住民の理解を得たマニュアルに改訂していくことを目的としています。なお、「避難所マニュアル」本体をご覧になりたい方は、各町内会の自主防災会委員、または成逸自主防災会にお問い合わせください。

1. 避難所の基本的事項

1. 避難所の目的

地震等の大規模災害がおきた時、成逸学区の住民が、安全な施設として、北総合支援学校を避難所とし、迅速、確実に避難者を受け入れ、生命身体の安全を守り、被災による心身の傷を癒し、再建への希望を見いだす拠点とすることを目的とします。

2. 避難所の機能・役割

避難所は避難者の生命の安全を確保する施設として、避難所で提供する主な生活支援は以下の通りです。

支援分野	支援項目	支援内容
安全・生活 基盤の提供	安全の確保	生命・身体の安全確保が最優先。
	水・食料・生活物資の提供	水・食料・衣服・寝具等の提供。
	生活場所の提供	自宅での生活が困難になった避難者に、一定期間にわたり就寝や起居の場を提供。
保健・衛生 の確保	健康の確保	避難者の傷病を治療する。 健康相談等の保険医療サービスを提供。
	衛生環境の提供	トイレ、入浴、シャワー、ごみ処理、防疫対策、衛生環境を維持。
情報支援	情報の提供・交換・収集	災害情報、生活支援情報、復興支援情報等を提供。避難者同士の安否確認や被災状況や要望を行政等に発信。
コミュニ ティ支援	コミュニティの維持・形成の 支援	分かち合い、励ましあい、支援し合う場として相互激励し復興へむけて活動。

3. 対象とする避難者

1. 災害によって被害を受けた者、および被害をうける恐れがある者で、原則として、成逸学区の住民を対象とする。
2. 自宅は被害をまぬがれたが、ライフラインの停止等により生活できない在宅被害者も対象とする。
3. 通勤者、旅行者などのように、帰宅が困難になった帰宅困難者を含む。

4. 避難所運営の流れ

避難所の状況は、災害発生時からの時間の経過に伴って大きく変化していきます。そのため、避難所運営に当たっては、時系列に沿った運営方針が必要となります。右のような4つの段階に区分されます。

段階	段階における主な業務
初動期	災害発生直後～24時間
展開期	24時間～3週間
安定期	3週目以降
撤収期	ライフライン復旧後

2. 避難所の開設

1 次避難場所として、ただちに避難所を開設する必要がある場合、事前協議内容に従って、成逸住民福祉協議会、ならびに成逸自主防災会による避難所運営委員会が避難所を開設します。

避難所開設の流れ

1 施設の解錠・開門



2 避難所の開設準備

施設の安全確認
避難スペースの確保
避難者組の編成
負傷者の救護



3 避難者の受け入れ

受付
避難所内の割り当て・誘導
ルール等の周知



4 災害対策本部への報告



5 住民への避難所開設の広報

避難所開設準備

1. 施設の解錠・開門

施設の鍵は以下の方が持っています。
成逸住民福祉協議会会長・成逸自主防災会会長
成逸体育振興会会長・成逸消防分団長

2 避難所の開設準備

以下の流れで避難所の開設準備にあたります。
施設管理者との連絡
施設の安全確認
避難所運営用設備等の確認
避難者の安全確保
避難者組の編成
避難所利用範囲等の確認
利用室内の整理清掃
受付の設置
避難所の割り当て・誘導
避難所看板設置
災害対策本部への報告

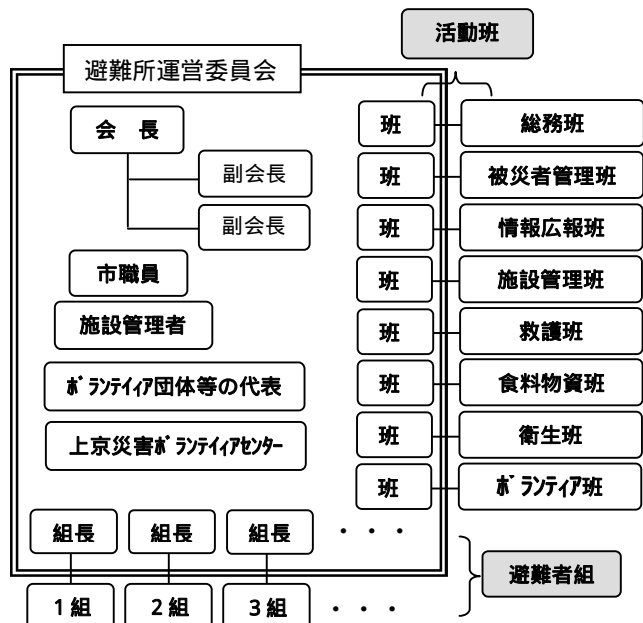
3. 避難所運営委員会の設置

応急的な避難所開設の準備組織関係者で、行政の災害対策本部との連絡事項の協議や避難所での課題、問題に対処するなど、避難所の運営を本格的に、円滑に進めるため、避難所運営会議を設置します。

1. 避難所運営委員会の構成員

以下のメンバーで委員会を構成します。

会長	成逸住民福祉協議会会長
副会長	成逸市政協力委員会会長 成逸自主防災会会長 成逸体育振興会会長
施設管理者	北総合支援校 校長
市職員	上京区
活動班の班長	総務班 住協本部
	被災者管理班 市政協力員会
	情報広報班 住協本部
	施設管理班 住協本部
	救護班 体育振興会・自主防災会
	食料物資班 少年補導委員会・女性会 P T A
	衛生班 女性会・P T A
ボランティア班 自主防災会	
避難者組班長	



4. 避難所運営委員会の業務と各活動班の役割

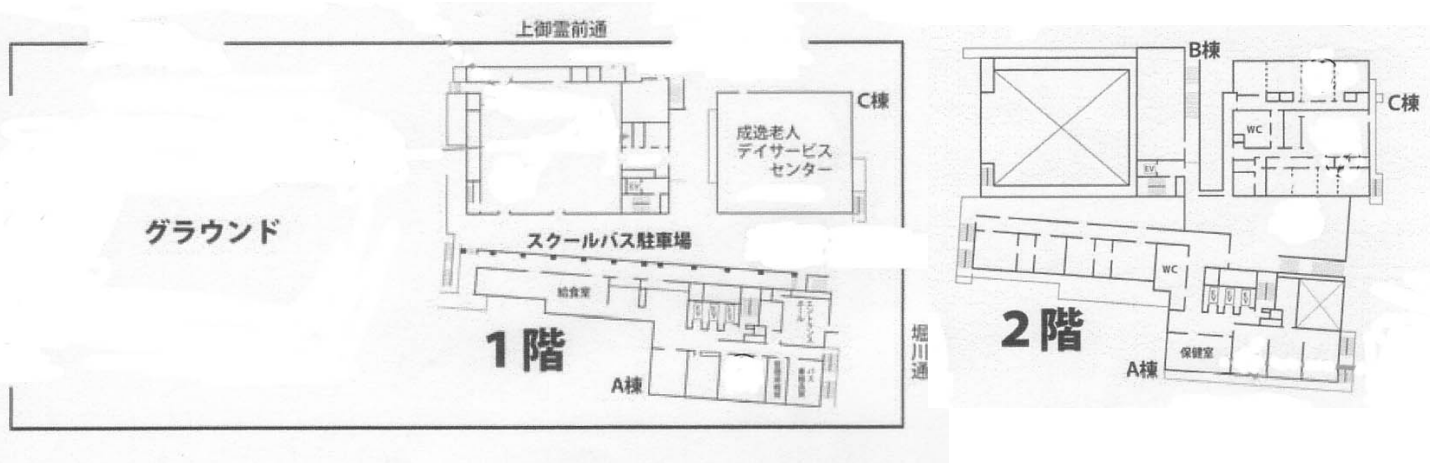
避難所運営委員会の業務	
施設の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全を確認するため、応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請します。 避難所周辺の状況について、二次被害の危険性を把握し、危険がある場合は避難者の移動を検討します。
避難所間の避難者の振り分けの対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の収容スペースの状況を把握し、避難者の移動、振り分けについて災害対策本部に要請します。
避難所運営会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 会議の議長は会長が努め、事務局は総務班が担当します。 災害発生直後は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。連絡事項等が減少した1回開催にします。 設備・物資・食料など必要のあるものを災害対策本部へ要請するため、各運営班から状況報告と要望を受けます。
支援サービス窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 各運営班に依頼して次の支援サービス窓口を設置します。 避難所受付（被災者管理班）：避難者の登録、出入り管理 物資配布窓口（食料物資班）：物資の配布 食料配布窓口（食料物資班）：食料、水の配布 ボランティア受付窓口（ボランティア班）：ボランティア受付
災害対策本部への定時報告	<ul style="list-style-type: none"> 委員会は、毎朝定時に、所定の用紙を用いて、災害対策本部に状況報告を行います。
避難所内での定期移動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 避難者のプライバシーの確保や避難者の減少などの理由から、避難者の了解を得て、避難者の居住場所の移動を行います。

各活動班の役割	
総務班の業務	避難所運営委員会の事務局業務 避難所生活ルールの作成と風紀・防犯対策 取材対応のための資料作成
被災者管理班の業務	避難所名簿の作成・管理 問合せや避難者の呼出し、郵便物等への対応
情報広報班の業務	避難所内外での情報収集と広報
施設管理班の業務	避難所の安全確認及び危険箇所への対応 必要となる設備の確保 防火対策 施設利用スペースの確保 生活用水の確保
救護班の業務	医療救護の体制づくり 要援護者の支援
食料物資班の業務	食料・物資の調達 炊き出しへの対応 物資・食料の受入れ 物資・食料の配布 物資・食料の管理
衛生班の業務	衛生管理の体制づくり
ボランティア班の業務	ボランティアの受入れ・管理 上京災害ボランティアセンターとの連絡

5. 避難スペースと避難施設の配置スペース

成逸学区の避難施設として利用できる範囲を以下のように想定しておきます。		避難所概要	
1次避難スペース	グラウンド	北総合養護学校	
2次避難スペース	基本的に使用できるスペースは以下の場所です。 1. 体育館 2. 成逸会館 3. 視聴覚教室 施設管理者と協議の上災害の状況により許可により、使用できるスペースは以下の場所です。 4. 生活訓練室 5. 教室（生徒がいる場合は、教室は生徒優先とします） 6. ディケアセンター	想定収容人員	298人
		備蓄状況	毛布、シート 仮設トイレ 介護用差込便器 浄水装置

《北総合支援校の避難施設の概要》



6. 避難所でのルール

成逸学区避難所生活基本ルール

避難所で生活する避難者としての心得として、「成逸学区避難所生活基本ルール」を定めておきます。

- この場所は成逸学区のための防災拠点です。
- 避難所の運営に必要な事項を協議するため、区役所避難所担当職員、施設管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会(以下委員会)を組織します。
委員会は、毎日午前9時と午後5時に定例会議を行うことにします。
委員会の運営組織として、総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食物物資班、救護班、衛生班、ボランティア班を避難者で編成します。
- 避難所は電気、水道などのライフラインが復旧する頃を目処に縮小、閉鎖します。
- 避難所は家族単位で登録します。
避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
犬、猫などの動物を、室内に入れることは、基本的に禁止します。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には、必ず従ってください。
避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 食糧、物資は原則全員に配布しますが、不足している場合は、高齢者、子供を優先に配布、また、分割して配布します。
食糧、物資は町単位を基本として、配布します。
配布は、地域の在宅避難者にも配布します。
ミルク、おむつなどの特別な要望は食物物資班が、対処しますので、申し出てください。
- 消灯は午後10時とします。
通路、廊下は点灯したままとし、体育館などは、照明を落とします。
管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 放送は午後9時で終了します。
- 電話は、午前9時より午後8時まで、受信のみおこないます。
放送により呼び出しをして、伝言を伝えます。
- トイレの掃除は、避難者が交代で行います。
清掃時間は、放送で指示します。
水洗便所は大便のみ準備したバケツで水を流してください。なお、使用後は次の利用者のためにバケツに水を補給してください。
- 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では、禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

平成21年3月 発行：成逸自主防災会 成逸まちづくり推進委員会
編集協力：立命館大学産業社会学部石本ゼミ